

(設問1)

請求1について

1. 甲の主張は、Aは、民法193条(以下、法典略)に基づき、自己に甲の占有を返すようCに主張する。
まずはAの主張を整理しておきましょう。

2. 一方、CはBD間の譲渡で甲の所有権はDに移り(17条)、自己は第三者Dの承諾なく、Bの指図によりDから18条を根拠に代理人としての甲の占有を正当化する(下線部①)。
請求原因との関係でこの箇所は重大な点です。

3. そのためAはCの主張の根拠を否定するため、Dの甲について即時取得(192条)に基づく所有権を否定し、
アとの関係を明確にしておきましょう。

4. Dの甲について即時取得は認められ

① 即時取得の要件は、①取引の客体が動産であり、②前手Bが無権利者、無権限である、③BD間に有効な取引行為があり、④譲受人Dの取得が善意・公然・善意・無失である、⑤Dが取引の客体の占有を取得すること、
この法文は、即時にその動産について行使する権利を取得すること、つまり所有権を取得することである。

② 以下、要件について

まず、Dは「甲中古機械の販売業者が買入」との虚偽の説明を信じ、甲に所有者を示すプリント等から、他に不審な点もなかったため、借入金債権の弁済に代り、Bが甲を譲渡された。要件①②③④は該当する。
この点について推定規定を指摘します。
問題、Cが既に占有している甲について、指図により譲渡(18条)してDの即時取得が成立するか。
即時取得が成立するかOKです。

この点、判例はDの甲の即時取得を認めている。なぜなら、本件は指図による引渡の場合、新所有者は当該動産において事実上の支配下にあり、所有権の

公示(17条)は不完全であるといえる。実際、本件では甲はCの所有物(17条)でない。本件では甲は盗難されたという特殊事情もあつたから、Dの取引の客体の占有の取得は認められる。また、要件⑤は該当しない。
Dは甲の占有によって甲はCの所有物と見なされる。

③ 以上より、Dの甲についての即時取得は成立せず、甲の所有権も否定される。

5. Dの甲の所有権が否定されること、Cが主張する下線部②は成立する。また、Dの甲の占有取得も否定され、事実上甲はCの所有物と見なされる。このため、Aの主張(下線部①)は成立する。
この結論もOKです。

6. (1)より、Aは事実1に照し、193条に基づき、下線部①を主張できることとなる。請求1は認められ。

二 請求2について 認められ。

1. 193条の回復請求権は、所有権に基づく、反復請求権ではなく、占有の回復を請求する権利である。つまり、所有権者ではなく、被害者である。また、請求権者である。

2. Aが回復請求権を有する2年間、甲の所有権者でなかった期間、甲の所有権はAに帰属する場合、判例は、Dが即時取得の要件を満たした2年間は甲の所有権はAに帰属し、2年間の経過で即時取得の要件を満たした時にDが所有権を取得していたものとする。その趣旨は、回復者の利益と占有者の利益・取引の安全保護の調整を図るものである。

3. 以上、本件でDは即時取得の要件を満たさず、Cの甲にある占有の指図により引渡(18条)の主張は認められない。また、甲について無権限者であるBの使用貸借(59条)により占有、使用収益を行うCは不当取得(703条)を得たといえ、不当取得の占有の限度あり、これを返還する義務を負う。

4. よって、AがCに対して主張する請求2についても認められることとなる。

[設問27(1)]

1 契約によるFの債務の内容について

(1) 契約①は Aが従業員の技能の向上のため、2検定上、従業員を合格させる検定で2検定で高い合格実績を出すEの間に結んだものである。その合意内容はEが令和3年6月から10月までの期間、Aの事業所で週4日出張講座を行い、一方Aが月額報酬60万円、及び同年の2検定合格者数に応じた成功報酬を支払うことである。

(2) 契約①の当事者であるAとEは Aの従業員から多くの合格者を出したのに合理的な判断で合意したことから、契約①でのEの債務は、上記の期間、Aの事業所で週4日出張講座で授業を行い、多くの2検定合格者を出すことがその内容である。

2 契約①の性質について

契約内容の整理と、契約の認定は丁寧でOKです。

(1) 事実上、AとEの契約①の合意と経緯から、Eの報酬に合格者数に応じた成功報酬が加わり、月額60万円がEの出張講座による高額であること、そして契約①の内容がAが法律行為上の事務をEに委託し、Eは成果の完成に向けた事務処理をするという債務の内容に示されている(手段債務)であるから、契約①の性質は成果完成型の準委任(民法656条、649条以下、法典名略)を帯びている。

(2) そして、Eは、本件講座に専念し、新たな出張講座への依頼を受け、従来の同講座に介費を分配したことをAに伝え、準委任における自己執行原則、すなわち、当事者間の信頼関係から委任者は自ら委任事務を処理し、他人にやらせること(65条、644条の2第1項)にも矛盾しない。

よって、以上の契約①によるFの債務の内容及び契約①の性質は、準委任契約(65条、649条)に該当すると考えられる。

27上

[2]

[設問27(2)]

1 請求3について

(1) (準)委任(65条、649条)の制度は、委任者と受任者間の人的信頼関係の特殊性に基き、おこなうべきため、民法は、(準)委任契約において、各当事者がいつでも一方は委任事務の履行を善しある後であつても、その一方的意思表示により自由に契約を解除することができる(65条1項)。

(準)委任契約の解除された場合に、その効果は将来に向けて発生する(65条、652条による620条の準用)。OKです。

(2) 民法651条1項に定める任意解除の場合における損害賠償責任は、委任契約の各種類は委任契約といつても一方的意思により解除し契約関係の離脱できるもの、ゆえに生じる相手方の不利益を金銭で調整せよとの趣旨であり、場合も同条1号、2号と限る。また賠償されるべき損害の額も委任が解除されたことによる損害に限る。解除後の利益を時期であつたことによる損害に限り解除される。また判例も「損害」には得た報酬の報酬を含むとしている。

(3) 本件においてAは8月31日AとEの契約①を解除し、その効果は将来に向けて発生する。したがって既に履行された8月分の準事務処理の報酬については契約①の合意からEはAに対して報酬を請求する資格を有する解除される。OKです。

(4) したがって、EのAに対する請求3は認められる、可能である。

2 請求4について

(1) 請求4でEは9月及び10月に関する損害賠償金120万円(「準」J1255000円(含ん)の支払を求めるが認められる。

(2) 任意解除の場合、解除の効果は将来に向けて発生する。契約①の解除後、残りの9月及び10月、11月、12月の出張講座の依頼を受けることが、請求4で解除後の

[4]

2) ことに、Aは8月31日付に契約の任意解除をせよと、解除の法効果は将来に向かって発生する。よって解除後の9月、10月に関しては請求4は法的根拠を欠くとの反論をすることが考えられる。

しかし、任意解除の場合、賠償されるべき損害の額は委任が解除されたことから生じる損害である。解除が不利な時期であることから生じる損害に限られること、また本件解除後の9月、10月が入検定試験実施の前前期であるとの特殊な事情がある時期でもあることから、損害賠償責任及びその額の判断については実質的に扱うべきである。したがって、解除後の賠償についての請求を全く認めないAの反論は認められない。

いくらになりそうでしょうか。

120万円が損害賠償

3) 損害賠償金/20万円は事案1で支出した40万円を念頭に置いて、

例えば当該代習講師採用時の契約内容として9月、10月も必ず報酬を支払う旨の約束がなされていた場合、Fは事実上不必要な出費を強いられたこととなり、損害を被ることがありえる。

このように「事実1」で支出した40万円が必ずしも合理性を欠くとはいえないため、損害額算定の判断は各事情を総合的に考慮になされるべきである。

4) よって請求4も可能である。

契約を元として

以上

月60万円も少ない可能性

「設問3」1)

1 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担する場合を連帯保証人という(民法454条以下、法典名略)。民法は連帯保証人、単独保証を区別し、扱いを2段階の①1)の補充性に基づく2)の抗弁権(452条から453条)を排除する規定である(454条)。②他は連帯債務者の1人として生じる事由の効力についての規定を連帯保証人・主債務者間で準用する規定がある(455条)。

2 連帯保証人は上記2)の規定以外に、保証債務の規定が適用される。したがって主債務と連帯保証債務の間に付随性がある。主債務者は連帯保証人について生じる事由の効力については455条が規定し、以下のように考えられる。

① 主債務者に生じる事由については455条の規定にも拘わらず、連帯債務の規定に基づき保証の規定をいし付随性の法理に従って解決される。主たる債務者に生じた事由の効力は、主債務者・更新は全て連帯保証人にも効力を及ぼす(457条1項)。

② 次に連帯保証人について生じる事由については、更改(44条)相殺(44条1項)混同(44条)の絶対的効力事項の準用。それ以外の事由は44条の相殺の効力の準用により、主債務者に効力を及ぼすこととなる。

かなり詳しく説明をしてもうって
ますが、問題に問うた形に整理
できるとは思います

3. Fは令和5年5月1日時点でHに対して500万円全額又は丙の天賃金100万円を支払うべきである。

4. この時点で債権者Hと主債務者Aの間で債権債務関係が生じている。

① 令和4年10月15日のHとAの間での丙の天賃金について同月31日を過ぎても代金100万円を支払われていないこと、本件債務とAがHに対して支払った代金100万円は同じ金銭債権であり、双方とも弁済期であること、他債務の性質と相殺が妨げられる事情があること、令和5年10月31日経過時点で相殺の効力(503条1項)があり、Aは相殺の意思表示(503条1項)により、自らの債権額を実質的に400万円に減らした。

6

ことができていた。17から、Fが連帯保証契約をHと結んだ令和4年8月2日
後、8月31日総務部長でAの主債務が減じられたことにより、令和5年5月1日現在
でFに対する500万円全額の請求は失当である。結論OKです。

(2) 次に、Aは契約④の弁済期限を過ぎ、令和10年6月20日Hに年々
本件債務の弁済の猶予を求めた書面を送付した。後にAの弁済の猶予が
過ぎた後での請求であった場合、Hの元の本買代金/600万円分について
を弁済することになった。(45条3項) もう少し検討が必要になります。

以上

[設問3] (4)

1. 前掲の契約②と丙の売買契約は別々であり、丙の代金/600万円が
Aの期限内に支払われず本件債務の額は500万円の範囲。

2. 令和5年5月1日請求したとき、FはHに300万円を支払ったこと、本件債務
の額は200万円に減じた。その後、HはFに対し、本債務200万円を
免除した。これについては主債務者Aが他の連帯保証人Gからの弁済
及び至。(45条1項)。

3. Fの本債務の費用について。

(1) 事実より、AはFが本件債務の連帯保証人であることを知り、この旨
委託を受けた。保証人の本債務について、主債務者の意思に反する
ための費用が要する。

(2) 保証人とするに主債務者の意思に反する場合は、主債務者が
保証人の免責行為の「当時利益を受けた限りに対し」求償を請求
していること(46条1項・45条2項)。主債務者Aの元は300万円の
限度にあり求償権を有する。また他の連帯保証人のGは、

7

求償権を有する(46条1項・45条2項)。(42条)。

(2) 保証人とするに主債務者の意思に反する場合には、保証人の
主債務者の現利益を受けた限りに対し求償する(46条2項)。

(1) 保証人主債務者Aが現利益を受けた限りに対し求償する(46条2項)。
他の連帯保証人Gについては、500万円の求償権を有する(46条1項・45条2項)。
金額について検討してみましょう。

以上

(第 問)

8